

I 第95号議案 東海道本線摂津本山・住吉間六甲ライナー耐震補強他工事に関する基本協定締結の件

第 95 号議案

東海道本線摂津本山・住吉間六甲ライナー耐震補強他工事に関する基本協定締結の件

東海道本線摂津本山・住吉間六甲ライナー耐震補強他工事に関する基本協定を次のとおり締結する。

令和6年3月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 東海道本線摂津本山・住吉間六甲ライナー耐震補強他工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 神戸市東灘区住吉東町5丁目 |
| 3 | 工 事 概 要 | 橋長 約390メートル
支承取替工 1式
落橋防止装置取付工 1式
剥落防止工 1式
塗装塗替工 1式 |
| 4 | 委 託 金 額 | 15億941万9,000円 |
| 5 | 受 託 者 | 大阪市淀川区宮原4丁目3番9号
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部
執行役員 近畿統括本部長 三津野 隆宏 |
| 6 | 支 出 科 目 | 一般会計 土木費 道路橋梁整備費
橋梁整備費 委託料 |
| 7 | 完 成 期 限 | 令和10年3月31日 |

理 由

市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月条例第84号）第2条の規定により、市会の議決を経る必要があるため。